

伝統的工芸品産地魅力発信支援補助金 募集要項

1 目的

県内伝統的工芸品産業の組合等において、その所属する製造業者の販路開拓と魅力発信を目的として有償の映像制作講座への参加または講師を招いて映像制作講座を開催するための経費に対し、補助金を交付します。

2 応募資格（補助対象者）

次の全ての項目に該当する県内伝統的工芸品の組合等

- (1) 映像を用いたSNS等での情報発信について今後意欲的に取り組んでいく予定であること。
- (2) 県税の未納がないこと。

3 補助対象事業（補助対象講座）

次に掲げる要件を全て満たす講座を補助金の交付対象とします。

- (1) 製造業者の映像制作スキル向上を目標とした講座であること。
- (2) 令和4年2月28日までに講座が終了すること。
- (3) 当該講座において、国、県その他公的機関から同様の補助金を受けていないこと。

4 補助対象経費

補助対象経費は、(1)又は(2)のいずれか一方の経費とします。

- (1) 補助対象者が参加する補助対象講座の経費で次に掲げるもの。

- ① 受講料
- ② 講座で使用する教材費

- (2) 補助対象者が、所属製造業者が参加する補助対象講座を自らの事業所内等で企画・開催する場合の経費で次に掲げるもの。

- ① 講座講師に係る謝金及び旅費
- ② 講座で使用する教材費
- ③ 講座開催のための会場費

<留意事項>

- ・講座は、オフライン、オンラインを問いません。
- ・オンラインによる講座に必要なパソコンや周辺機器の整備費、通信費等は対象としません。
- ・講座受講者の交通費や食費、宿泊費等は対象としません。

5 補助額等

補助額：補助対象経費の10分の10

上限額：1組合等につき総額300,000円

交付決定数：上限額に達するまで複数講座申請可能です。

6 応募方法

- (1) 伝統的工芸品産地魅力発信支援事業補助金 交付申請書(様式第1号)及び必要書類を長野県産業労働部産業技術課へ、電子メール又は郵送により提出してください。
- (2) 交付申請書及び必要書類は、講座が開始される日の2週間前までに提出してください。
- (3) 県は、申請内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、結果を申請者に通知します。

<留意事項>

- ・県は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。交付決定の累計額が予算額に達したときは、県公式ホームページを通じてお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mono/kensei/soshiki/soshiki/kencho/monozukuri/index.html>

- (4) 補助金の交付決定前に講座の申込、講師の確保等を行うときは、事前着手届(様式第2号)を提出してください。

7 募集期間

令和3年9月17日(金)から令和4年1月31日(月)(随時)
予算の上限に達した時点で県HPにて周知させていただきます。

8 その他

- (1) 補助金交付の条件は、次に掲げる事項とします。
 - 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県に報告し、指示を受けること。
 - 補助金の概算払いは行わないこと。
 - 補助対象講座に関する費用を労働者に負担させないこと。
 - 補助対象講座に要する経費に係る書類を整備し、補助対象講座を完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
 - 事業終了後5年間、事業成果の報告や事業に関する調査に協力すること。
 - 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。
- (2) 交付決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、変更交付申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければなりません。
 - 補助対象講座の内容を変更する場合
 - 補助対象経費の合計額が増加する場合
 - 補助対象経費の合計額が2割以上減少する場合
- (3) 交付決定を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、中止届出書(様式第4号)を提出しなければなりません。
 - 補助対象事業を中止するとき
 - 応募資格又は補助対象講座の要件を満たさなくなったとき
- (4) 交付決定を受けた者は、補助対象講座が終了した日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を提出しなければなりません。
- (5) 補助金交付に関する詳細は、「伝統的工芸品産地魅力発信支援事業補助金交付要綱」を確認してください。

9 新型コロナウイルス感染症対策

講座を企画・開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するようにしてください。

10 書類提出先及び問い合わせ先

〒380-8570(住所記載不要) 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県産業労働部 産業技術課 保安・伝統産業係

電話 026-235-7133(直通) FAX 026-235-7496

E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp

電子メールで提出いただく際には、必ずパスワードをつけてください。

(よくある質問)

Q1. 映像講座とはどういったものか。

A1. 動画制作のための、撮影や、編集等の技術を学ぶ講座になります。

Q2. 組合の所属事業者が複数いるため、複数回開催したいが申請は可能か。

A2. 1産地組合あたりの補助金総額が30万円に達するまで何度でも申請可能です。

Q3. 事業者から直接申請することは可能か。

A3. 産地組合単位での申請となっておりますので、事業者様からの直接申請は受付できません。

Q4. SNS 講座は対象に含まれるか。

A4. 動画制作のための技術を学び最終的に SNS での発信技術までが含まれる講座は対象となりますが、SNS での発信のみ学ぶ講座は対象外となります。

Q5. 講座を開きたいがどこに相談すればよいか分からない。

A5. 本補助金の問い合わせ窓口にお問い合わせください。適宜事業者紹介等のサポートさせていただきます。